

医療費適正化基本方針の大枠について

平成27年12月
厚生労働省保険局

医療費適正化基本方針・医療費適正化計画の概要について

国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国は医療費適正化基本方針を策定するとともに、6年を1期として医療費適正化計画を定める。また、都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、医療費適正化計画を定めることとなっている。

根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律
作成主体 : 国、都道府県
計画期間 : 5年（第1期：平成20～24年度、第2期：平成25～29年度）
※本年5月の医療保険制度改革により第3期計画以降の計画期間は6年となる。

<第2期医療費適正化計画において定めている目標>

・住民の健康の保持の推進に関する目標

- (1) 特定健康診査の実施率に関する目標(数値)
- (2) 特定保健指導の実施率に関する目標(数値)
- (3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する目標(数値)
- (4) たばこ対策に関する目標

・医療の効率的な提供の推進に関する目標

- (1) 医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮に関する目標
- (2) 後発医薬品の使用促進に関する目標

医療費適正化計画の見直しについて

法改正事項(本年5月成立)

①医療費の見通しや行動目標の見直し

- ・地域医療構想と統合的な『医療に要する費用の見込み(医療費目標)』を定めるよう見直し
- ・『行動目標』を医療費適正化効果との関係で見直し
- ・医療費の推計方法・行動目標の推計式等を提示

②要因分析・対策実施の強化

- ・都道府県は『地域医療構想に基づく医療提供体制の整備』『医療保険者の取組の進捗状況管理』を担う
- ・要因分析・対策実施の努力義務の規定を新設

③策定プロセスの見直し

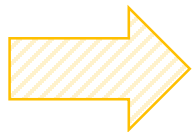
- ・計画期間を『6年』に変更
- ・『毎年度の進捗状況管理』を導入し、次期計画策定等に反映

* 第3期計画期間の平成30年度から反映。ただし、地域医療構想の策定期間により前倒しで計画策定が可能。



医療費適正化基本方針(告示)の見直し

1. 地域医療構想と統合的な入院医療費の推計式の設定
2. 外来医療費の推計式の設定
3. 現在の行動目標(特定健診・特定保健指導の実施率、平均在院日数等)について医療費適正化効果の観点から見直し



これらについて、医療介護情報専門調査会WGにおいて検討を行い、今年度中(*)に医療費適正化基本方針を策定。

(*)今年度中に地域医療構想を策定し、平成28年度に適正化計画の見直しを行うことが可能となるよう今年度中に基本方針を策定。

第3期医療費適正化基本方針の基本的な考え方①

- 国において定める医療費適正化基本方針においては、「①住民の健康の保持の推進」と「②医療の効率的な提供の推進」に関する目標と、その結果としての「③医療費の目標」を盛り込む必要(下記の□枠内)がある。

1. 計画の基本理念

2. 計画における行動目標

- ①住民の健康の保持の推進に関する目標
 - ②医療の効率的な提供の推進に関する目標
- ※標準的な目標値の推計方法も設定

<参考:現計画>

- ①住民の健康の保持の推進に関する目標
 - ・特定健診・保健指導の実施率
 - ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
- ②医療の効率的な提供の推進に関する目標
 - ・平均在院日数の短縮
 - ・後発医薬品の普及(定性的な目標)

3. 行動目標達成のために取り組むべき施策

4. 医療費の目標

- ・入院医療費について
 - ・外来医療費について
- ※標準的な医療費の推計方法も設定

5. 計画の達成状況の評価方法等

- ・毎年度の進捗状況管理、計画終了前の暫定評価の実施
- ・医療費の実績が目標を上回る場合には、要因分析・対策を実施 等

第3期医療費適正化基本方針の策定に向けた基本的な考え方②

【入院医療費について】

○ 入院医療費については、地域医療構想と統合的な目標を設定するよう、引き続き検討を行う。

【外来医療費】

○ 外来医療費については、現在の外来医療費から一定の方法により将来推計を行い、その結果から、適正化効果額を差し引いたものを医療費目標とすることを基本的な考え方とする。

○ その際の適正化効果としては、都道府県や保険者等による適正化に向けた取組につなげていくことを念頭に、現在、医療・介護情報専門調査会WGにおいて検討している、疾病別医療費の3要素(受療率、1人当たり日数、1日当たり診療費)の地域差や、薬剤費の適正化(例えば、後発医薬品の使用促進、重複投与・多剤投与の適正化)等を踏まえることとし、具体的な内容については、引き続き検討を行う。

医療費の分析

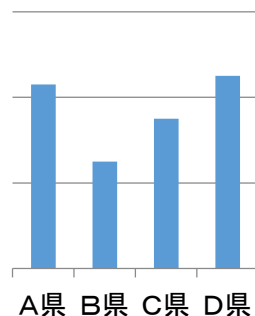
地域差の「見える化」

取組の検討

入院医療費

外来医療費

地域差分析



地域差の
要因は何か

- ・ 地域差の背景となる要素についての分析を行った上で、**対策による地域差の縮減を検討**
- ・ 可能なものについては都道府県の行動目標に位置づけることを検討

都道府県による取組

- (例)・総合確保基金等の仕組みを活用
- ・保険者の予防等の取組への働きかけ

保険者による取組

- (例)・保健事業の中で加入者への予防対策の実施
- ・保健事業の中で加入者への後発医薬品使用促進・重複投薬対策の実施

「見える化」を通じて、地域医療の在り方の議論に資するもの